

まるわかり産前・産後休業

出産予定日の
6週間前※1



出産日
※2

出産日の
翌日

産後
8週

休業期間

経済的支援

産前

産後

産前・産後休業

出産手当金

社会保険料免除

※1 多胎児(双子以上)の場合は 14 週間前。 ※2 出産日は産前休業に含まれる。



産休ってどんな仕組み？

出産予定日の 6 週間前(双子以上は 14 週間)から出産日までが産前休業。出産日の翌日から 8 週間が産後休業。この 2 つを合わせて産前産後休業(産休)といいます。



産休は誰がとれるの？

働いている女性であれば、正社員、派遣、パート等の雇用形態に関係なく誰でもとることができます。ただし、産前休業については本人の申し出が必要です。



産休中のお金は？

勤務先の健康保険に入っている方が産休中無給の場合、「出産手当金」が申請により支給されます。金額は賃金(標準報酬月額)のおおむね 3 分の 2 です。また、出産に伴う費用の一部として「出産育児一時金」が支給されます。産休中は社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金保険)が免除されます。

*手続きの流れについては、出産手当金は勤務先へ、出産育児一時金は出産される医療機関へお尋ねください。

まるわかり育児休業

出産後8週
経過後※1

育児休業
6か月※2

子供の満1歳の
誕生日の前日

1歳
6か月

2
歳

休業期間

経済的支援

育児休業

延長①

延長②

育児休業給付金

社会保険料免除

※1 男性が育休をとる場合は出産日(出産予定日)から。

※2 育児休業開始6か月経過後は育児休業給付金は67%→50%の支給率に。



育休ってどんな仕組？

産後8週間経過後から原則として1歳の誕生日の前日までとれるのが育児休業(育休)です。ただし男性は、出産日(出産予定日)からとることができます。また、1歳以降については、保育園に入園できない等の事情がある場合、1歳6か月、2歳までの2回、育休期間を延長することができます。なお、雇用期間が1年未満などの場合、労使協定で育休の対象外となっている場合もあるので確認が必要です。



育休中のお金は？

育休中にお給料が出ない場合、雇用保険に加入している方(一定要件あり)は、雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます。また、社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金保険)も免除となります。

宮崎県社会保険労務士会

〒880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1F
TEL 0985-20-8160 / FAX 0985-60-3870

より詳しい情報は右のQRコードから、
宮崎県社会保険労務士会HPをご覧ください。

